整理番号	８－４

令和８年度
千葉地方最低賃金審議会
第１回専門部会
議事録

令和８年７月30日
１５：１０～１５：３５
千葉労働局１階会議室

令和８年度
千葉地方最低賃金審議会　第１回専門部会　議事録

１　日時　令和８年７月 30 日（木）　15 時 10 分～15 時 35 分

２　場所　千葉労働局１階会議室

３　出席者（委員）
公 益 委 員　伊澤委員、小野委員、村上委員
労働者委員　田中委員、戸田委員、中島委員
使用者委員　坂元委員、古山委員、本村委員

４　議題
（１）地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について
（２）千葉県最低賃金の金額について
（３）その他

５　議事内容
（室長補佐）
定刻となりましたので、ただ今から令和８年度第１回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。
委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。
当専門部会委員は、７月２日に開催された第４４９回本審議会において説明しましたとおり、審議会終了後に候補者の推薦公示を行うなど所定の手続きを行い、任命をさせていただいております。
各委員皆様の辞令につきましては、本来、労働局長から直接お渡しすべきところでございますが、都合上お手元に配付させていただいておりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。
それでは、本日は、本年度第１回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきますので、ご了承をいただきたいと存じます。
続いて、傍聴の方への遵守事項を説明させていただきます。
傍聴される方は、事前にご連絡しております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。
特にパソコン、携帯電話等通信機器の電源は必ず切ってください。

また写真撮影、録音はご遠慮ください。

（室長補佐）
続いて定足数について申し上げます。
本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。
次に、千葉労働局労働基準部長の工藤からご挨拶を申し上げます。

（労働基準部長）
改めまして、労働基準部長の工藤でございます。
本審に引き続きまして、委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
皆様には、千葉県最低賃金専門部会の委員にご就任いただきましたことにこの場を借りて改めて感謝申し上げます。
これから千葉県の最低賃金の額につきまして、公労使それぞれのお立場から本格的にご審議いただくことになりますが、事務局といたしましても、円滑な審議が行われるよう委員の皆様と丁寧に調整をさせていただきたいと思いますので、ご理解とご協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。
連日猛暑が続き、２８日には熊本で震災が発生しておりますので、委員の皆様方お一人お一人におかれましても、健康と安全には十分ご留意いただきながら、丁寧な審議を尽くしていただけるよう、事務局といたしましても努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
私から簡単な挨拶でございますが、以上でございます。

（室長補佐）
それでは、これより、部会長及び部会長代理を選出していただきたいと存じます。
なお、部会長及び部会長代理は、最低賃金法第 25 条第４項で準用する第 24 条の定めにより、公益委員の中から選出していただくことになりますが、先日の公益委員会議での協議の結果、部会長に村上委員、部会長代理に小野委員ということでしたが、いかがでしょうか、お諮りいたします。

《「異議なし」の声》

（室長補佐）
ありがとうございました。

ただ今、部会長に村上委員、部会長代理に小野委員が選出されました。
それでは、これからの議事進行につきまして村上部会長、よろしくお願いいたします。

（部会長）
部会長の村上でございます。
審議に入る前に一言ご挨拶をさせていただきます。
ご承知のとおり、中央最低賃金審議会の目安がＡランクでは 54 円ということになっております。
現在の複雑な情勢から、この結論に至るまで、中賃においてもかなり調整が難しかったのではないかと考えております。
本専門部会におきましても、当然ながら今後いろいろなご意見があると思われますが、真摯かつ円満な議論を尽くした上で結論に至りたいと考えております。
委員の皆様、どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

（部会長）
それでは、令和８年度第１回千葉県最低賃金専門部会の審議に入ります。
まず、当専門部会の議事の公開についてですが、７月２日に行われた運営小委員会におきまして協議を行い、先ほど本審議会においてご報告をしましたとおり、昨年同様、傍聴については第１回目を除き非公開、議事録については二者協議部分を除き公開とされております。
本日は第１回目の専門部会であるため、事前に傍聴の公示を行ったところ、傍聴される方が３名おりますことをご報告いたします。
また、本日の議事につきましては、議事録を作成し、公開することとなりますので、ご承知おきください。

（部会長）
次に専門部会の進め方についてですが、昨年同様に第１回目の専門部会で労使双方から基本的なお考えをご披露いただき、第２回目以降の専門部会から具体的な金額審議に入る、という流れで進めていきたいと思いますがいかがでしょうか。

《「異議なし」の声》

（部会長）
ありがとうございます。
皆様ご賛同いただきましたので、本日の専門部会は、労使それぞれから本件に関する基本的なお立場、お考え等をご披露いただくこととし、第２回目以降の専門部会から具

体的な金額審議に入ることといたします。よろしくお願いいたします。
それでは議題に入ります。
これから労使双方から、基本的なお考え等について述べていただきます。
まず、労働者側から述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（労働者側委員）
労働者側委員の中島です。
労働者側の基本的な考え方について申し上げたいと思います。
総括的な認識ということで、３点ほど申し上げたいと思います。
まず１点目ですけれども、今年の春季生活闘争では、３年連続で５％を上回る賃上げを実現したところでございます。
加えまして、有期・短時間・契約労働者の賃上げが、時給ベースで 75.01 円ということで、6.18%の引上げだったということです。
一方で、各種調査では、労働組合の有無により差が生じていることが確認されております。
最近、民間で働く人の賃上げ時期を尋ねた調査では、４月が２位で、１位は 10 月だということですので、最低賃金が上がらないと賃金が上がらない人が多いという実態がございます。
２点目ですけれども、中東情勢の影響によって、日本社会に再び輸入インフレの波が押し寄せております。
その影響を受けているのは企業だけではなく、我々働く人や国民も同じでありまして、とりわけ、最低賃金近傍で働く人々の暮らしは極めて厳しく、生活不安ですとか将来不安を、企業以上に感じている状況です。だからこそ、最低賃金の大幅な引上げによって、全ての働く人の生活を守り、景気を底支えしていく必要があるというふうに考えております。
３点目ですけれども、最低賃金の意義について改めて申し上げますと、最低賃金法第１条において、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものとされております。
労働側は、本年度も中央最低賃金審議会で示された見解を踏まえた上で、千葉県の状況や地域の実情を十分に踏まえながら、公益委員の先生方のご知見も伺い、労使で議論を尽くして、納得のできる結論を得られるよう努力してまいりたいと考えております。
次に、補強的な見解について何点か申し上げたいと思います。
まず１つ目ですけれども、初任給についてです。
春季生活闘争では、高卒の生産技術職において、6.14%の引上げとなるなど、このような回答が集計されております。

この結果を見ますと、人材不足こそ企業経営のリスクであるという認識が労使で共有され、人材の確保・定着、現場力の強化、モチベーションの向上など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」を経営側が決断した結果であると受け止めております。

連合が試算しておりますリビングウェイジ、いわゆる労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準について申し上げます。

ターゲットは成人の勤労者となりますが、これによりますと、千葉県の時間額は1,240円となっております。

東京は1,370円、神奈川が1,300円で、その次に高い時間額となっています。

一方で、最低賃金を見ますと、千葉県はＡランクの中で最下位の水準となっており、絶対額として最低生計費を賄えていない状況にあります。

これまでの審議会でも繰り返し申し上げてきたとおり、適正な水準ではないことを踏まえますと、早期に是正していく必要があるだろうと考えております。

加えまして、地域間格差の存在は、隣接県との間で労働力を流出させる要因となっており、地方の中小零細企業の事業継続や発展の厳しさに拍車をかける一因となっております。

また、連合は相対的貧困の考え方を踏まえまして、到達目標として一般労働者賃金中央値の６割を掲げております。

この点からしても、今後も継続的な最低賃金額の引上げを行っていく必要があるだろうと考えております。それから、世帯収入の低い層ほど、一年前と比較した現在の暮らし向きが悪化していると感じている割合が高く、支出を切り詰める傾向が顕著になっております。

最低賃金の引上げに伴って就業調整を生じさせることを理由として、最低賃金の発効日を遅らせることなど、他制度の課題を最低賃金制度の中で解消しようとすることは問題であると考えております。

給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善によって、いわゆる就労の壁そのものを是正していくことが本筋であるというふうに考えております。

それから、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反するものではないと考えておりまして、大幅な引上げと言われている昨年の改定においても、必ずしも企業倒産との因果関係があるとは認めにくいと考えております。

2025 年の企業倒産件数が全企業に占める割合は、１％に大きく届いていないという状況でして、むしろ人口流出ですとか、人手不足が顕著な地域や中小零細事業所においては、人材確保・定着の観点からも、最低賃金の更なる引上げが急務であると考えております。

年明け以降、政府の各種統計等を見ましても、企業利益は好調に推移しておりまして、法人企業統計によりますと、2026 年１月から３月期の経常利益は対前年同期比で14.6%増となる水準となっております。

また、労働分配率を見ますと、コロナ禍以降、全ての企業規模で低下傾向にありまして、特に資本金1,000万円未満の企業においては、その水準自体は８割前後と低くないものの、近年、最低賃金が上昇局面にある中におきましても、10ポイント程度低下してきております。

このことから、最低賃金引上げとの相関は観察できず、支払能力との関連性は限定的であると考えております。

さらに、法人企業統計によりますと、企業の内部留保に当たる利益剰余金につきましては、2024年度で637兆円と過去最高水準を更新しておりまして、資本金1,000万円未満の企業においても、この10年で倍以上に膨らんでいることに加えまして、2024年度は14.7%伸びております。

また、保有現預金も大幅な増加となっておりまして、資金繰りにも余裕があることが認められることから、こうした数字からは、最低賃金における三要素の一つであります「通常の事業の支払能力」としては、問題ないのではないかと考えております。

それから、中小零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めていくためには、より広範な支払能力の改善、底上げが重要であると考えております。

政府は、賃上げの促進を目的として、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の稼ぐ力強化戦略」を打ち出しておりますけれども、支払能力に関する議論に当たっては、こうした支援策の状況も念頭に置いて議論するべきであると考えております。

それから、労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針など、適正な価格転嫁を促す施策が打ち出されておりますけれども、実際の価格転嫁は道半ばであると考えております。

最低賃金の引上げ分につきましても、確実に価格転嫁が行われ、本年10月の発効後に一層の価格転嫁が実施されるよう、指針の実効性のさらなる向上ですとか、パートナーシップ構築宣言の普及促進などを早急かつ徹底的に進めるべきであると考えております。

そうした点も踏まえまして、労働側は今年度も使用者側委員、それから公益委員の先生方と議論を尽くし、結論を得られるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（部会長）

ありがとうございます。

では、次に使用者側からお願いいたします。

（使用者側委員）

使用者側委員の本村と申します。よろしくお願いします。

それでは、最低賃金に対する使用者側としての基本的な考えについて述べさせていた

だきます。
まず、先ほどの審議会でもお話がございましたけれども、先日、2026 年度に向けた骨太の方針並びに日本成長戦略が閣議決定されたところです。
ご案内のとおり、最低賃金に関しましては、大きな変更点がありました。
具体的には、最低賃金の全国平均を 1,500 円まで引き上げる目標の達成時期を、2020 年代から 2030 年代前半まで先送りにする方針が示されたこととなります。
変更の背景にあるのが、投資と賃上げの好循環を創出する賃上げの環境整備が挙げられると考えております。
国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、さらなる投資拡大につなげる、投資と賃上げの好循環を加速させるという考え方であります。
そのためにも、まずは中小企業の稼ぐ力の強化を後押しすることが必要であると考えております。
中小企業は、雇用の約７割、付加価値の５割を占める日本経済の重要な担い手であり、中小企業の成長こそ日本の成長と言われています。
先行き不透明な経営環境の中で、企業が持続可能な成長を実現し、稼ぐ力を身に付けるためには、まず足元で直面している生産性の向上、適正な価格転嫁、省力化設備の導入などの課題を乗り越えることが不可欠であると考えます。
最低賃金の全国平均を 1,500 円まで引き上げる目標の達成まで、時間的猶予が与えられました。
この与えられた時間を活用してこそ、政府の描く成長戦略に沿うものと考えております。
これらを踏まえまして、本年度の最低賃金審議に対する基本的な考え方を申し上げます。
まず、物価の上昇幅は、昨年より緩やかではございますが、上昇局面にあること、そして大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げることについては十分理解いたします。
一方で、現在企業が置かれている経営環境は、先ほど申し上げた直面する課題等を考慮いたしますと、使用者側としましては、最低賃金法に定める三要素のうち、「通常の事業の賃金支払能力」を十分踏まえた議論を行っていきたいと考えております。
次に、千葉県の状況を確認いたします。
千葉県の企業を取り巻く経営環境は、景気が緩やかに回復する一方で、人材不足や物価高への対応が大きな課題となっています。
特に中小企業では、原材料費やエネルギー価格、人件費の上昇が収益を圧迫しており、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。
千葉県内の 2026 年度上半期の倒産件数を見ますと、前年同期比で約３割増加しており、半年で約 190 件、単純計算で月間約 31 件の県内企業が倒産に追い込まれている状

況となります。
　しかも、この倒産件数をトレンドで見てみますと、前年増となるのは８期連続で、倒産件数は増加傾向が続いていると報道もありました。
　サービス業、建設業、そして小売業などでは、コスト上昇分を十分に販売価格へ転嫁できず、収益が悪化し、事業継続が困難となる企業のケースも多くあると言われています。
　価格転嫁に関しては、本年１月に下請法が改正され、取引適正化法がスタートしております。
　価格転嫁をしやすい取引環境をつくることが、その目的の一つであると認識しています。
　2025 年７月に実施しました帝国データバンクのアンケート調査結果によりますと、約７割の企業が価格転嫁に取り組んでいるものの、価格転嫁率につきましては、前回２月の調査から 5.1 ポイント低下し、40.2%となっております。
　つまり、コスト上昇分のうち 40.2%程度しか販売価格へ転嫁できていない状況となっております。
　しかも、価格転嫁ができているコストの大半が原材料費となっており、人件費については、３割程度しか転嫁できず、残りの６割超については、自社の努力で吸収している状況となっております。
　中小企業を経営する事業者の現場の意見では、原材料費、人件費、物流費、エネルギーコストの相次ぐ上昇に対応するため、価格転嫁の交渉を重ね、既に複数回の値上げを実施しているという話もあります。
　しかし、これ以上の値上げを繰り返すことで顧客離れが進むという懸念があるとの話も聞いております。
　下請法が改正された後の価格転嫁に関するデータは、今後示されると考えておりますが、先ほど申し上げたとおり、足元では倒産件数の増加トレンドより、価格転嫁の大幅な改善は期待できないと予想します。
　こうした課題への対応策としましては、ＤＸの推進や省力化設備投資の導入により業務の効率化を進めるなど、生産性向上に向けた取組を進めている中小企業も多くいます。
　もちろん、将来にわたり成長を実現するためには人材への投資も不可欠です。
　ぜひ、こうした事情を踏まえつつ、取り組むべき施策の優先順位を適切に見極めながら、今後の議論を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
　以上が、最低賃金に対する使用者側としての基本的な考え方と、足元及び千葉県内における企業の状況でございます。
　使用者側からは以上となります。よろしくお願いいたします。

（部会長）
ありがとうございます。
本日は冒頭でも申し上げたとおり、労使双方の勘案などをお聞きするところまでとなっております。
次回が開催される場合は、第２回目以降の専門部会で具体的な金額審議に入りたいと思います。
本日の議題は以上となりますが、ここまでで何か労使双方の皆様からご意見等はありますでしょうか。

《「特にない」旨の発言》

（部会長）
では、特にないようですので、ここで付帯事項についてお伺いしたいと思います。
例年、専門部会報告書に付帯事項を付す取扱いとしておりますが、今年につきましてはいかがでしょうか。
例年どおり、事務局の方で案を作成していただきまして、労使双方のご意見を伺うということで考えておりますが、よろしいでしょうか。

《「異議なし」の声》

（部会長）
では、事務局において意見を取りまとめて案を作っていただき、皆さんで協議をして最終的に内容を確認していきたいと思っております。

（賃金室長）
付帯事項につきましては各側委員の意見を取りまとめいたしまして、事務局で案を作成し、皆様にお示しさせていただきたいと思います。
なお、特別なご意見やここだけ強調したい、去年は記載された内容でしたが今年は必要ないというようなご意見がございましたら、取りまとめの都合上、早々に事務局までお伝えいただきますようお願いいたします。

（部会長）
それでは、ご発言がなければ、本日の審議はこれにて終了とさせていただきます。
皆様ありがとうございました。